

【2022年4月】外貨建保険における解約返戻金計算にかかる調整率の引下げについて

金融庁の監督指針改正[※]を契機とし、市場価格調整を導入している外貨建保険について、2022年4月1日以降、解約返戻金計算の算式における「調整率」を0%にする対応を実施いたします。

すでにご契約をいただいているお客さまに関しましても、影響がございますので、下記のとおり、概要をご案内します。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

※：金融庁の監督指針改正（令和3年8月27日付「保険会社向けの総合的な監督指針」）を受けて、当社では、「お客さまにとって価値があり、分かりやすく継続性のある商品を提供する」というお客さま本位の観点等から、新規のご契約に加え、ご加入済みのご契約に関しても調整率を0%に引き下げることいたしました。

記

1. 対象商品・影響を受ける手続き等

- 市場価格調整を導入している下記の外貨建保険を対象として、現在、下表のとおり設定している「調整率」を2022年4月1日以降、一律0%に引き下げます。

【現在お取り扱いしている商品（2022年3月9日時点）】

商品名	調整率	
	2022年3月31日以前	2022年4月1日以降
・笑顔の約束Ⅱ ・ふるはーと J ロードグローバルⅡ	0.20%	0%
・たのしみステップⅡ ・たのしみグローバルⅡ (指数連動プラン、定率増加プラン)	0.10%	0%

【現在お取り扱いしていない商品（2022年3月9日時点）】

商品名	調整率	
	2022年3月31日以前	2022年4月1日以降
・笑顔の約束 ・ふるはーと J ロードグローバル	0.50%	0%
・たのしみステップ ・たのしみグローバル (指数連動プラン、定率増加プラン)	0.10%	0%

- ・本対応の影響を受ける手続きは、解約返戻金計算を伴う以下になります。
 - ・解約および減額（一部解約）
 - ・お申し出による円建（終身・年金）保険変更
 - ・目標額到達による円建（終身・年金）保険変更※ など

※目標到達時円建（終身・年金）保険変更特約を付加されているお客さまで、2022年3月31日以前の円建（終身・年金）保険変更を望まない方におかれましては、設定されている目標額の撤回をご請求いただくことが可能です。

2. 具体的な影響

- ・上記の商品は、各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産（債券など）の価格変動を解約返戻金額(外貨)に反映させる仕組み（市場価格調整）を導入しており、この市場価格調整を適用している間は、次の算式によって解約返戻金額(外貨)を計算しています。
（算式の赤字内が市場価格調整に対応します。）

<算式>

$$\text{解約返戻金額(外貨)} = \text{解約返戻金計算基準日の保険料積立金相当額(外貨)}^{*1} \times \left[\frac{1 + \text{責任開始日における市場価格調整用利率}^{*2}}{1 + \text{解約返戻金計算基準日}^{*3} \text{における市場価格調整用利率}^{*2} + \text{調整率}} \right]^{\text{市場価格調整適用期間満了までの残存年数}^{*4}} - \text{解約控除}^{*5}$$

- ※1：保険料積立金相当額(外貨)は低下することはありません。
- ※2：所定の期間における各指定通貨の指標金利の平均値にもとづき算出した利率をいい、毎月2回（1、16日）設定します。責任開始日の市場価格調整用利率は保険証券等で、最新の市場価格調整用利率は住友生命ホームページでご確認いただけます。
- ※3：書類で解約等をご請求された場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日（書類に不備がある場合は書類が完備した日）とします。
- ※4：月単位で計算（月末満切上げ）。時間の経過とともに当該数値は減減します。括弧内の計算結果に対して、累乗します。
- ※5：控除率は毎年減減します。なお、一部の終身保険には解約控除はありません。

- ・この市場価格調整（赤字内）の算式では、市場価格調整用利率を設定する時期（毎月1日、16日）と解約返戻金計算基準日の間に生じる金利変動や、解約に伴う運用資産の売却に係る取引費用等に備えるための係数として、商品特性等に応じた「調整率」を設定しています。
- ・2022年4月1日以降、この「調整率」が0%に引き下がりますので、市場価格調整（赤字内）の算式の分母の数値が減少する分、解約返戻金額(外貨)が大きく計算されます。

*2022年3月31日以前の解約手続き等をご検討のお客さまには、ご請求をいただいた際に詳細をご説明いたします。

以上

<お問い合わせ先>

スミセイコールセンター：0120-506081

【受付時間】月～金曜日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後5時

（日・祝日・12/31～1/3を除く）